

10月1日から

粗大ごみ処理手数料・事業系有料ごみ処理券 料金等を改定します

10月1日から、次のとおり廃棄物処理手数料を改定します。

粗大ごみ処理手数料・臨時ごみ処理手数料については、9月30日までに申し込みを完了した方で、収集日が10月31日までの場合には現行手数料で取り扱います。

●粗大ごみ処理手数料

家庭から家具等の大きなごみ（おおむね一辺の長さが30cm以上）を出す場合の処理手数料を改定します（要事前予約）。

〈改定例〉

品目例	現行	改定後
布団・スーツケース（キャスターバッグ）・扇風機	400円	変更なし
ミシン（卓上式のもの）・オイルヒーター	800円	900円
シングルベッド・食器洗い乾燥機	1200円	1300円
ダブルベッド・オープンレンジ（ビルトイン型）	2000円	2300円
両袖机・箱物家具（高さ・幅・奥行きの合計が405cm以上）	2800円	3200円
区民持込による処理手数料（日曜日のみ。1回5点まで）	400円	変更なし

※1点当たりの手数料。

●臨時ごみ処理手数料

家庭から一度に45ℓの袋で4袋以上のごみを出す場合の処理手数料を改定します（要事前予約）。

〈改定表〉

	現行	改定後
1kg当たり	40円	46円

●事業系有料ごみ処理券

料金改定に伴い、処理券が新しくなります。

新券 区内取扱所（コンビニ・スーパー等）で、10月1日から販売します。

現行券 10月31日まで使用できます。残った券は、以下の受付窓口で現行料金と改定後料金との差額を支払うことで、新券と交換するか、還付を受けることができます（還付の場合は後日指定された銀行口座へ振り込み）▶**受付窓口** =ごみ減量対策課（区役所西棟7階）・杉並清掃事務所（成田東5-15-20）

〈改定表〉

券種	現行	改定後
10ℓ相当券（1セット10枚）	760円	870円
20ℓ相当券（1セット10枚）	1520円	1740円
45ℓ相当券（1セット10枚）	3420円	3910円
70ℓ相当券（1セット5枚）	2660円	3045円

●事業系一般廃棄物処理手数料

許可業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶときの契約上限額を改定します。

〈改定表〉

	現行	改定後
1kg当たり	40円	46円

ごみ減量対策課管理係、杉並清掃事務所管理係 ☎3392-7281



▲事業系有料ごみ処理券新券

特殊詐欺から財産を守りましょう！

区内で特殊詐欺被害が多発しています。電話で「お金が戻ってくる」「カードが悪用されている」「おれだけど…」このような言葉が出てきたら、まずは「詐欺」を疑いましょう。

区では、特殊詐欺対策として、区内在住の65歳以上の世帯に自動通話録音機を無償で貸し出しています。

自動通話録音機を無償で貸し出しています

- 電話をかけてきた相手に警告音声を流します。その間は呼び出し音が鳴らないので、相手が電話を切れれば、電話がかかってきたことに気が付きません。
- 警告音声の後も、相手が電話を継続した場合は、電話機の呼び出し音が鳴り、通常どおり会話ができます（会話が録音されます）。



警告音声を発しても電話をかけ続ける詐欺犯人もいます。少しでも怪しいと思ったら、迷わず電話を切り、警察署または杉並区振り込め詐欺被害ゼロダイヤル ☎5307-0800（24時間受け付け）にご相談ください。

被害に遭わないために…まずは落ち着いて。
一番の対策は「電話が鳴ってもすぐに出ないこと」



—— 問い合わせは、危機管理対策課地域安全担当へ。

申 電話で、自動通話録音機問い合わせダイヤル ☎5307-0801。または直接、危機管理対策課（区役所東棟5階）、区内警察署生活安全課（杉並〈成田東4-38-16〉・高井戸〈宮前1-16-1〉・荻窪〈桃井3-1-3〉） 借出時に本人確認書類（保険証・運転免許証等）持参

防災・防犯情報メール配信サービスを配信しています

区内の犯罪発生情報等をメールで配信します。
申 危機管理対策課 ☎t.sss@sgnm.lisaplus.jpへ空メール（右2次元コードを読み込むとメール送信画面が起動します）



ダイオキシン類調査結果

4年度に実施した調査結果は、大気・河川とも環境基準値内の濃度でした。詳細は、区ホームページ（右下2次元コード）をご覧ください。

—— 問い合わせは、環境課公害対策係へ。

ダイオキシン類の発生に気を付けましょう

- 「杉並区ダイオキシン類の発生抑制に関する条例」により、簡易焼却炉での焼却や野焼きなどは原則禁止されています。
- 家庭用簡易焼却炉を無料で回収しています。回収希望の方は、お問い合わせください。なお、固定されているものや人力で運べないものは対象外です。
- 煙や臭いの苦情が寄せられています。落ち葉のたき火は控えましょう。



熱中症を予防するために

「涼み処」として 区立施設をご利用ください

暑い日の外出時に、気軽に立ち寄り休憩ができる「涼み処」として、以下の区立施設を9月30日まで開放しています。どなたでも利用できますので、熱中症の予防対策としてご利用ください。

申 区役所本庁舎、地域区民センター、区民集会所、区体育施設、図書館、ゆうゆう館、地域包括支援センター（ケア24）、杉並保健所・保健センターほか 申 危機管理対策課 申 詳細は、区ホームページ参照

電気とガスの使用量を削減して商品券をもらおう!

すぎなみエコチャレンジの参加者を募集します

10～12月の3カ月間、自宅または事業所の電気・ガスの省エネ（節約）に取り組み、前年同月と比較して使用量を一定割合以上削減できた方に、削減割合に応じて区内共通商品券を差し上げます。



—— 問い合わせは、環境課温暖化対策係へ。 ▲区ホームページ

〈スケジュール〉

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①参加登録申請			②チャレンジ取り組み			③報告		④商品券送付

①参加登録申請

対象 区内在住の方・区内事業所のうち、4年10月以降同一の場所に住所・所在地がある方
※申し込みは一世帯・事業所につき1件まで。

定員 800名（申込順）

申請方法 区ホームページから申し込み。または申請書（環境課〈区役所西棟7階〉・区民事務所・地域区民センターで配布。区ホームページからも取り出せます）を、申請書に記載の送付先へ郵送

申請期限 8月31日（消印有効）

その他 参加登録受付が完了した方へ、**9月下旬**に案内を発送します

②チャレンジ取り組み

省エネ行動に取り組んで、電気・ガスの使用量を節約しましょう。省エネ行動の一例は区ホームページをご覧ください。

取組期間 10～12月

③報告

報告方法 区ホームページから報告。または結果報告書を、案内に記載の送付先へ郵送
※報告には5年10～12月分の電気・ガスの検針票と4年10～12月分の電気・ガスの検針票が必要です。

報告期間 6年1月4日～2月29日（消印有効）

④商品券送付

削減割合に応じた区内共通商品券をお送りします。

発送時期 6年3月下旬（予定）

削減割合と区内共通商品券の金額

- ・5%以上削減 500円相当
- ・10%以上削減 1000円相当
- ・20%以上削減 3000円相当



杉並を変える 暮らしを変える

5年度杉並区NPO活動資金助成事業が決まりました

区内では、子育て支援、障害者・高齢者への福祉サービス、まちづくり、社会教育、環境保全等の、さまざまな地域貢献活動がNPO団体の手で行われています。

—— 問い合わせは、地域課協働推進係 ☎3312-2381へ。



▲区ホームページ

事業区分	助成事業名	団体名	助成額
スタートアップ事業	メンタルヘルスに課題のある思春期若者の居場所作り	NPO法人カケルとミチル HP https://npokakerutomichiru.wixsite.com/npokm/	28万8000円
	夏休み体験イベント「楽しく学んで作って遊ぼう」	NPO法人サイン HP https://sign-ibasho.org/	14万6000円
	地元中高生による「子どもたちのための高円寺環境ウィーク」	NPO法人みんなの進路委員会 HP https://minnanoshinro2021.wixsite.com/minnanoshinro/	30万円
	子どもの凸凹見える化（アセスメント）事業	NPO法人ROOF HP https://withroof.org/	29万9000円
ステップアップ事業	ICT（コード化点字ブロック）活用視覚障害者誘導	NPO法人グローイングピースウィル HP http://gpw.sakura.ne.jp/	30万円
	中学生高校生の居場所「寺子屋学ぼう」	NPO法人障害者就労支援センター どんまい福祉工房 HP https://www.donmaikoubo.com/	21万円
	みんなで創る!スマホ体験型コミュニティ	NPO法人プロップK HP https://www.prop-k.or.jp/	9万8000円
	中高生のための無料学習・受験サポート事業	NPO法人まちの塾freebee HP https://machinokujuku.com/	10万6000円

杉並区NPO支援基金への寄附のお願い

4年度の寄附実績

件数=51件 総額=68万3941円

「自分のお金を社会に役立てたい」「地域に貢献したい」、その思いを「杉並区NPO支援基金」にお寄せください。皆さんからの寄附が助成金となってNPOの活動を支えます。ご協力をお願いします。

寄附の方法

- **郵便局**=杉並区NPO支援基金リーフレット（区役所・区民事務所・地域区民センター・すぎなみ協働プラザ等で配布）の払込取扱票で振り込み
- **金融機関**=電話で、地域課協働推進係 ☎3312-2381。納付書をお送りします。
- **区役所窓口**=直接、同係（成田東4-36-13区役所分庁舎2階）
- **その他**=ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」の「杉並区」ページから（右2次元コード）



広告募集中

「広報すぎなみ」・ホームページバナーに広告を掲載しませんか 広告掲載の問い合わせは広報課へ。

4年度情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

——問い合わせは、情報管理課情報公開係へ。

情報公開制度

区では、昭和61年に「杉並区情報公開条例」を制定し、区民の皆さんに、区が管理する情報の公開を求める権利を保障するとともに、区の説明責任を明らかにしています。

◇情報公開請求（運用状況は表1・2）

個人に関する情報や、法令により公開できないと定められている情報などを除き、原則公開します。どなたでも区が管理する情報の公開（閲覧・写しの交付等）を窓口、郵送、ファクス、東京都電子申請・届出サービス（区ホームページにリンクあり）で請求することができます。

個人情報保護制度（運用状況は表3）

区では、昭和61年に「杉並区個人情報保護条例」を制定し、区民の皆さんの個人情報の保護に努めてきましたが、「個人情報の保護に関する法律」（以下、法）が改正され、4月1日に施行されたことにより、地方公共団体にも法の

規定が直接適用されることとなりました。

これに伴い、旧条例を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項等を規定するため、新たに「杉並区個人情報の保護に関する条例」を制定しました。区のこれまでの個人情報保護制度に係る基本的な理念や考え方を引き継ぎ、法の規定にのっとり、適切な個人情報の保護を行います。

◇保有個人情報開示等の請求（旧条例での運用状況は表4・5）

どなたでも自分の個人情報が記載された、区が管理する文書などの開示（閲覧・写しの交付等）を請求することができます。また、個人情報に事実の誤りがあるときや、法に違反して取得・利用または提供されているときは、その情報の訂正・利用停止の請求ができます。

請求は窓口、郵送で受け付けます（本人確認資料が必要です）。

なお、旧条例に基づく自己情報開示等の請求は、令和5年度から法に基づく保有個人情報開示等の請求として事務処理を行うこととなりました。

表1 請求情報内容別の請求状況

請求情報内容の区分	件数
委託・契約に関するもの	60
組織・職員に関するもの	64
土木・建築に関するもの	23
環境・衛生に関するもの	20
会議資料に関するもの	3
学校・教育に関するもの	28
意見・要望に関するもの	0
その他	226
合計	424(※1)

※1. 3年度からの繰り越し21件を含む。

表2 情報公開請求の可否決定状況

可否決定の区分	件数
公開	95
一部公開	230
非公開（不存在）	43
非公開（不存在以外）	4
不適用	0
存否応答拒否(※2)	11
却下	0
取り下げ	24
5年度へ繰り越し	17
合計	424

※2. 公開請求に関する情報の存否を明らかにするだけで、非公開情報を公開することになるときは、その存否を明らかにせず、請求を拒否すること。

表3 個人情報の登録業務等の件数

内容	件数
業務登録	1274
外部委託	780
目的外利用	1392
外部提供	701
外部結合	165

表4 自己情報開示等の請求状況

請求区分	請求件数
開示（閲覧・写しの交付）	120(※3)
訂正	0
消去	0
目的外利用・外部提供の中止	0
合計	120

※3. 3年度からの繰り越し2件を含む。

表5 自己情報開示等の可否決定状況

可否決定の区分	件数
開示	13
一部開示	54
非開示（不存在）	30
非開示（不存在以外）	2
存否応答拒否	20
却下	0
取り下げ	0
5年度へ繰り越し	5
合計	124(※4)

※4. 4年度の請求のうち、1つの請求で決定区分が「一部開示」と「存否応答拒否」となるものが2件、「不存在」と「存否応答拒否」となるものが2件あった。このため、請求状況の合計と、可否決定状況の合計が異なる。

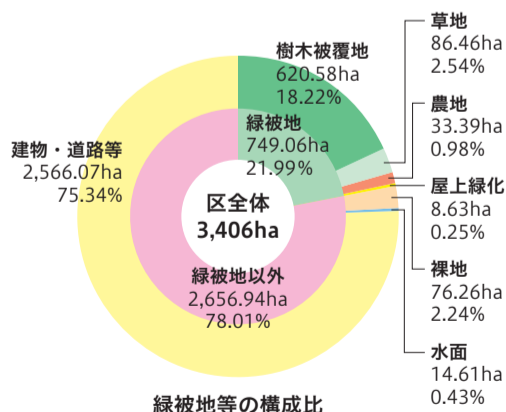
「みどりの実態調査」の結果がまとまりました

この調査は、「杉並区みどりの条例」に基づき、昭和47年から5年ごとに実施し、今回で11回目になります。区内全域のみどりの実態を把握するための尺度となる緑被率をはじめ、調査の概要をお知らせします。調査結果は、みどり豊かなまちづくりのための緑化施策の検討などに活用します。

——問い合わせは、みどりの公園課みどりの計画係へ。

緑被率

樹木・草地・農地・屋上緑化で覆われた緑被地が、区内全域に占める割合です。今回は21.99%（749.06ha）で、前回より0.22ポイント増加しました。



みどり率

緑被地に加えて、緑に覆われていない公園と河川等の水面を加えた面積が、区内全域に占める割合です。今回は23.17%でした。

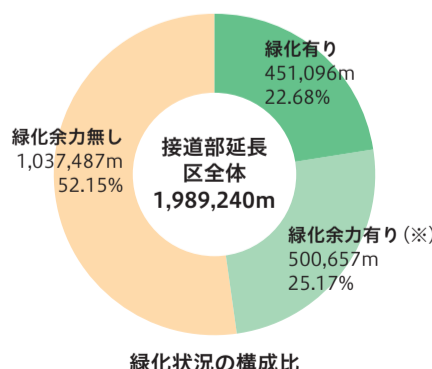
屋上緑化

建築物の屋上等に植栽されている屋上緑化の面積です。今回は86,295㎡で、前回より9,655㎡増加しました。

接道部緑化率

敷地の道路に接する面（接道部）の生け垣・植込み等の「緑化有り」の割合です。今回は22.68%で、前回より1.93ポイント減少しました。

※ブロック塀から生け垣にできるなど、将来的に緑化が可能などところ。

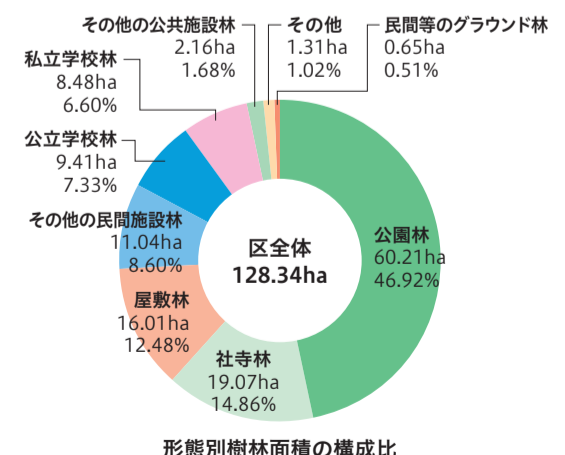


樹木

幹の直径が90cm以上の樹木を対象に調査しました。今回は666本で、前回より76本減少しました。

樹林

高木が30本以上で構成される300㎡以上の樹木群を対象に調査しました。今回は128.34haで、前回より18.9ha減少しました。



意見募集の結果をお知らせします

区では、区の保健福祉分野における「杉並区地域福祉推進計画」「杉並区子ども家庭計画」「杉並区健康医療計画」を策定しました。策定に先立ち、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づき、計画案を「広報すぎなみ」3月1日号などで公表し、皆さんからご意見を伺いました。

頂いたご意見と区のお考え、計画案の修正内容および修正後の計画については、下記閲覧場所のほか、区政資料室（区役所西棟2階）、区民事務所、図書館で7月31日まで閲覧できます。また、区ホームページ（右2次元コード）でも閲覧できます。



杉並区保健福祉計画

杉並区地域福祉推進計画（案）・杉並区子ども家庭計画（案）・杉並区健康医療計画（案）

●意見提出期間=3月1日～3月30日 ●意見提出件数=27件（延べ73項目）

—— 問い合わせは、保健福祉部管理課計画調整担当へ。

杉並区地域福祉推進計画

該当箇所	頂いたご意見（概要）	区のお考え方（概要）
地域のたすけあいネットワーク（地域の手）	多くの方が登録されることも必要だが、問題は日常の見守りに生かされ、災害時にうまく機能するかである。計画の文章にすればその通りだが、その手法・手順については区からは具体的には示されていない。現状に対しての区のお考えを聞きたいし、工夫されて上手く機能している事例があるなら紹介して頂き、各現場での共有などを願いたい。	区では、災害時要配慮者に対する平時の見守り活動や震災時の安否確認活動をまとめた地域のたすけあいネットワーク（地域の手）の「訪問マニュアル」と「活動マニュアル」を作成し、民生委員・児童委員に配布しています。災害発生時に備えて、地区民生児童委員協議会での説明会等を実施することにより、これらのマニュアルが有効に機能するよう取り組んでいます。 また、震災救援所には、「震災救援所マニュアル（運営管理編）」を整備し、安否確認や救援・救助等の活動内容をまとめています。今後、震災救援所での災害時要配慮者対応訓練実施と情報共有を図り、対策の充実を図っていきます。
成年後見制度	区は成年後見センターを設置しており、他自治体に比べ取り組みは積極的でとても評価できると思う。計画案で示された成年後見制度の利用者数について、9年度の目標値は1200人とされているが、急速な高齢化の時代を迎えるにあたり、指標に示された人数が少ないのではないかと印象がある。専門職の利用や区民後見人の養成を行い、対応できる数の増加が必要ではないかと思う。	指標の「成年後見制度の利用者数」については、この間1050人前後で推移しており、頂いたご意見のとおり、今後の高齢化の進展を見据え、5年後の目標値を1200人としたものです。また、今後の制度利用者数の増加に的確に対応するため、専門職の紹介や区民後見人の養成等、成年後見センターが行う取り組みを引き続き支援していきます。

杉並区子ども家庭計画

該当箇所	頂いたご意見（概要）	区のお考え方（概要）
全般	子どもたちの環境は少子化、貧困等複雑化し見えにくい状況がますます深くなっていると感じている。誰一人として取りこぼされることなく自分らしく育ち、子育てできる地域を区と共につくりたいと考えている民間の活動者がたくさんいる。区民とつくっていくことを一緒に考えてほしい。	子どもたちの声を幅広く吸い上げて耳を傾けることができる地域社会や、一人一人の子どもの個性に応じた育ちをサポートする地域づくりを進めるためには、子育て支援活動に主体的に参加する地域住民や子育て支援団体の方々や企業、区が一体となり、子どもや子育て中の養育者を支えていく必要があると考えていますので、ご意見を参考とさせていただきながら、さらなる子育て支援施策の充実にも努めていきます。
子どもの権利に関する条例	「子どもの権利に関する条例」は、子どもに対峙する大人が自分事に受け止めることができないと、制定したとしても地域で活きた条例になりにくいと考える。条例制定する過程に一人でも多くの子どもに対峙する大人が、関わりを持つことができるプロセスをとって頂きたい。 子どもの意見を聴取することはとても良いことだが、子どもの本音を聴くことができる大人が、子どもが本音を話しやすい環境で意見を聴取する配慮をお願いしたい。	条例の制定にあたっては、区民や有識者等により構成される審議会を5年度に設置し、権利擁護のお考え方や区・地域団体・事業者等の役割等をはじめとした条例に盛り込むべき事項等について、区民や有識者の参画のもと、区における子どもの生活実態や専門的な見地からの提言を受けながら審議を進めていくとともに、審議会とは別に、子どもたちから直接意見を聴く機会を設ける予定です。 条例制定の過程においては、条例の当事者となる子どもたちへの説明や、十分な意見聴取を行うことは大変重要なことと考えていますので、子どもの心に寄り添った効果的な意見聴取の方法等につきまして、審議会等において十分に検討を行ってまいります。

杉並区健康医療計画

該当箇所	頂いたご意見（概要）	区のお考え方（概要）
杉並区健康づくり推進条例	健康医療計画（案）の進み具合が確認できる「健康づくりを推進するための『達成すべき目標及び指標』」を設定する基となる「杉並区健康づくり推進条例」についての「広報用チラシ」を増刷し、区民にその趣旨を周知して頂きたい。	「杉並区健康づくり推進条例」は、全ての区民が生涯にわたって健やかで生き生きと暮らせる健康長寿の地域社会の実現に寄与することを目的としています。その実現のためには、健康を意識した生活習慣の確立、区民と関係団体、区等が協働して健康づくりに努める必要があることから、チラシを含め、区民の皆さんや関係団体へ効果的な周知ができるように努めていきます。
情報発信	区で実施されている健康づくりに関する取り組みは、数がとても多く、活動内容は充実しているものの、情報が多すぎて複雑なものになっており、分かりにくくなっている。 情報データの蓄積と整理をし、検索からアクセスまで、利用しやすい形で区民に提供していただきたい。	区ホームページからアクセスできる「地域の集いの場情報検索システム」では、体操やウォーキング等の健康づくりに関する取り組みを含め、交流の場としてのサロン、手芸や音楽等、気軽に参加できる地域の活動（地域の集いの場）をご紹介します。このシステムは、活動内容や活動場所・地域から検索することができますので、ご活用いただければ幸いです。 また、イベント等の情報については、区ホームページや広報紙等を活用してご案内いたします。

..... いずれも

閲覧場所 保健福祉部管理課（区役所西棟10階）、子ども家庭部管理課（東棟3階）、杉並保健所健康推進課（荻窪5-20-1）、在宅医療・生活支援センター（天沼3-19-16ウェルファーム杉並内）、福祉事務所、子どもセンター、子ども家庭支援センター、区立保育園、保育室・定期利用保育施設（委託型を除く）、区立小規模保育事業所、児童青少年センター（荻窪1-56-3ゆう杉並内）、児童館、子ども・子育てプラザ、学童クラブ、保健センター（各閲覧場所の休業日を除く）